

答 申

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした決定は妥当である。

理 由

第 1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成 21 年 6 月 2 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「北九州市に於ける、地方税法第 415 条（または第 381 条）などにより作成された『家屋価格等縦覧帳簿』あるいは『家屋課税台帳』『補充台帳』『税業務システム』などに登録・記載されている、家屋の『所在、家屋番号、種類、構造、床面積、階層、建築年月日及び価格』の各項目の内＜価格＞など明らかに非開示とすべき個人・課税情報を除くもので、家屋番号ごとの一覧表（表形式）にしたもの。電磁的記録で在る場合はその複製若しくは出力したもの、紙で在る場合はその写し」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 21 年 6 月 15 日付で、行政文書の全部について開示を行わない旨の決定（平成 21 年 6 月 15 日付北九財税課第 152 号。以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書不開示決定通知書を平成 21 年 6 月 18 日に受領した。
- 3 異議申立人は、平成 21 年 7 月 9 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 2 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第1号該当性について

ア 価格を除いた情報は、特に個人の権利・利益を害するものではない。通常、他人に知られたくないと認められる情報でもないし、この行政文書からたちまち特定の個人を識別できるものでもない。

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第7項及び第382条の規定は、市町村長に対して、登記・未登記の区別無く、存在する課税客体を正確に把握し、課税に公平・公正を期すべきことを求めている。そのための実地調査であり、地方税法第353条及び第354条によってもそれを保証されている。また、北九州市税条例や地方税法において、固定資産に係る不申告に関する過料も定めており、未登記や登記事項と異なる状況を容認しているわけではないのであるから、これを個人の財産に係る情報として秘匿する必要も無い。

ウ 法に従って登記されたものは誰でも知ることができる状況になり、違法に登記しなければ誰にも知られない状況が行政によって作り出されるとすれば、法の下における不公平であるばかりでなく、市民・納税者に対する背信行為と言わざるをえない。

エ 未登記や登記事項と異なる情報も記載されている家屋価格等縦覧帳簿は一定期間納税者の縦覧に供されていたものであって、納税者には開示されていた情報が、情報公開請求者には公開できないとなれば、北九州市の条例等の解釈・運用に二重基準があることになってしまう。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 決定通知書では、本件情報について、「課税事務に関して知り得た情報（公にしないとの条件の下に任意に提供され、納税者の協力の下に調査して得た情報）であり、納税者との信頼関係と税務業務の公正または適正な運営が妨げられるおそれがある」ものとしている。もしそうだとすると、縦覧帳簿や閲覧用課税台帳に職務上知り得た情報が記載されていることになり、縦覧・閲覧する者には開示しても良いが、情報公開を請求したのものには開示しては

ならない情報が記載されていることになり、はなはだ不合理であるばかりでなく、市民に対しても背信的と言わざるをえない。

イ 北九州市の担当職員に「課税事務に関して知り得た情報とは何か」を問い合わせたところ、未登記物件や非課税情報だとのことであった。未登記物件については、本来不動産登記法により登記が義務付けられており、不開示とする根拠となりうるのか疑問である。非課税情報についても、職員の調査等による市の判断なのであるから、当然情報公開の対象となるものである。

ウ 地方税法第 381 条第 7 項及び第 382 条の規定は、市町村長に対して、登記・未登記の区別無く、存在する課税客体を正確に把握し、課税に公平・公正を期すべきことを求めている。そのための実地調査であり、地方税法第 353 条、第 354 条によってもそれを保障されていて、公にしないことを暗黙の前提などにしてはならないし、そうした情報を任意に提供してもらった情報とは言わない。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

地方税法第 381 条第 7 項及び第 382 条の規定は、市町村長に対して、登記・未登記の区別無く、存在する課税客体を正確に把握し、課税に公平・公正を期すべきことを求めている。そのための実地調査であり、地方税法第 353 条、第 354 条によってもそれを保障されていて、公にしないことを暗黙の前提などにしてはならないし、そうした情報を任意に提供してもらった情報とは言わない。条例第 7 条第 6 号にも該当しない。

(4) 条例第 7 条第 7 号該当性について

ア 決定通知書では、「この行政文書は、課税事務に関して知り得た情報であり、地方税法第 22 条に規定する守秘義務により、非開示を前提にしている」と述べている。本件行政文書のうち守秘義務が課せられている情報は、「北九州市固定資産課税台帳の縦覧制度」(市のホームページに掲載)にもあるように、「価格」であることは明らかであり、請求行政文書が「非公開を前提」にしているとは全く言えないと判断すべきである。

イ 理由説明書での処分庁の解説や判例等の例示は、全て価格(評価額)を含む場合のものである。申立人は情報公開請求時から価格(評価額)を除くものを請求しており、それらの例示は該当しない。

ウ 縦覧帳簿のどの部分が地方税法第 22 条に言う秘密に該当するのかを明ら

かにし、少なくとも実質秘に該当しない情報は部分開示されるべきである。

エ 北九州市のホームページでは、縦覧制度がもっぱら価格の比較のためにあることを表明している。そして、納税者に対しては、処分庁が実質秘と考える情報も含め、縦覧に供されている。実質秘というものが、在る条件の下では秘密（不開示）であったり、なかつたりするとは考えられない。縦覧する人間の多少、縦覧の期間が決められているかどうかで変化するものではない。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

1 条例第7条第1号該当性について

(1) 本件所在等の各項目は、地方税法の家屋所持者の固定資産の課税にあたり作成された行政文書に登録されている、納税者個人の財産に関する情報である。この情報は、特定の個人を識別することができるものであり、通常他人に知られたくないと認められるものである。

(2) ただし書アにも該当しない。

2 条例第7条第3号該当性について

(1) 固定資産税の課税事務に関して知り得た情報であり、公にしないとの条件の下に任意に提供され調査したものである。仮に公開した場合、納税者と本市との信頼関係が損なわれ、今後課税事務に必要な情報の円滑な提供がなされないおそれがある。その結果、納税者との信頼関係を前提に成り立っている税務行政の公正又は適正な運営が妨げられるおそれがある。

(2) これらの情報は、建物登記簿に登録されている家屋については登記簿の登記情報を基に現状の实地調査を行い補正又は確認したものであり、それ以外の家屋については实地調査によって得たものであるから、いずれも实地調査を通じて得られた情報である。そして、この实地調査においては、固定資産評価補助員である市職員の要請に対し、納税者である所有者等から、公にしないことを暗黙の前提として、任意に必要な情報を提供してもらっているところであり、そうした税務調査において納税者等から提供してもらった情報については、公にしないことが通常の見取りである。

また、必ずしも登記簿の記載内容と同じではないのであるから、現に公にさ

れている情報とはいいがたい。

3 条例第7条第6号該当性について

- (1) 種類、構造、床面積、階層、建築年月日の5情報については、公開した場合、納税者と本市との信頼関係が損なわれ、今後課税事務に必要な情報の円滑な提供がなされないおそれがあり、本号にも該当する。
- (2) 所在と家屋番号については、それぞれ住居表示と地番を表しており、特に家屋番号については、登記簿を検索する際のキー情報となることを考慮すれば、仮にそれらの客観的秘匿性が低いとしても、それを市が開示してしまうことは、開示する行為自体が納税者等との信頼関係を著しく損ねる原因となる。

4 条例第7条第7号該当性について

- (1) 本件所在等を登録している行政文書は、何人でも知り得る法務局において公開されている不動産登記簿の情報ではなく、課税事務に関して知り得た必要な情報であり、地方税法第22条に規定する守秘義務により、非公開を前提にしているものである。
- (2) 課税台帳には、固定資産の価格のように実質秘に該当すると考えられるものと必ずしも実質秘とはいえないものが混在している可能性は否定できない。しかし、仮に課税台帳の中に実質秘とはいえない情報が存在するとしても、現行の課税台帳や縦覧帳簿の閲覧・縦覧制度が定められた経緯や、他人の固定資産情報の縦覧については納税者ですら法定の期間内に縦覧帳簿に記載された情報しか縦覧できないこととされていることなどを考えれば、課税台帳の記載情報については、実質秘に該当しないものも含め、地方税法第382条の2第1項及び第416条の反対解釈として第三者への開示は認められないと解するのは当然である。

- 5 以上のとおり、本件処分は条例の規定に合致しており、本件異議申立てには理由がないものとする。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

- (1) 本件行政文書は、「北九州市に於ける、地方税法第415条（または第381条）などにより作成された『家屋価格等縦覧帳簿』あるいは『家屋課税台帳』『補充

台帳』『税業務システム』などに登録・記載されている、家屋の『所在、家屋番号、種類、構造、床面積、階層、建築年月日及び価格』の各項目の内<価格>など明らかに不開示とすべき個人・課税情報を除くもので、家屋番号ごとの一覧表(表形式)にしたもの。電磁的記録で在る場合はその複製若しくは出力したものの、紙で在る場合はその写し」である。

- (2) 実施機関は、本件行政文書として、家屋に係る固定資産課税台帳である「家屋課税台帳」及び「家屋補充課税台帳」並びに固定資産税の縦覧制度に基づく「家屋価格等縦覧帳簿」を特定し、条例第7条第1号、同条第3号、同条第6号及び同条第7号に該当するという理由で全部について不開示としている。

なお、実施機関は本件行政文書として「家屋名寄帳」も挙げているが、これは「家屋課税台帳」及び「家屋補充課税台帳」の情報を所有者毎に集約したものであり、情報としては上記両台帳に含まれているので、「家屋課税台帳」、「家屋補充課税台帳」及び「家屋価格等縦覧帳簿」を審査対象とする。

ア 家屋課税台帳

家屋課税台帳は、固定資産課税台帳の一種であり(地方税法第341条第9号及び第380条第1項)、登記簿に登録されている家屋について建物の所在、家屋番号並びに建物の種類、構造及び床面積等(不動産登記法第44条第1項各号)の登記事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びにその家屋の基準年度の価格又は比準価格を登録したものである(地方税法第381条第3項)。

これらの登録事項以外に建物の評価の基準となる情報(耐用年数、経年減点、補正率等をいい、以下「評価情報」という。)が記録されている。

イ 家屋補充課税台帳

家屋補充課税台帳は、家屋課税台帳と同じく、固定資産課税台帳の一種で、登記簿に登録されている家屋以外の家屋いわゆる「未登記家屋」で固定資産税を課税できるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びに建物の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び基準年度の価格又は比準価格を登録したものであり(地方税法第381条第4項)、家屋課税台帳と同様に評価情報が記録されている。

ウ 家屋価格等縦覧帳簿

家屋価格等縦覧帳簿(以下「縦覧帳簿」という。)は、家屋の固定資産税の納税者が自己の固定資産と他の固定資産の評価額等を比較することができる

よう、家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録された家屋（固定資産税を課することができるものに限る。）の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産税に係る価格を記載した帳簿である（地方税法第 415 条第 1 項）。

エ 電磁的記録

これらの行政文書は、いずれも地方税法第 380 条第 1 項の規定により作成される北九州市の税務システム上の電磁的記録である。

（3）異議申立人の請求に係る情報

異議申立人は、本件請求において、『所在、家屋番号、種類、構造、床面積、階層、建築年月日及び価格』の各項目のうち 価格 など明らかに非開示とすべき個人・課税情報を除くもの』についての開示を求めており、「価格」については争わないことは明らかであるので、「価格」については判断しない。

2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、次の 5 点に要約される。

（1）本件行政文書が条例第 7 条第 6 号に該当するか否か（争点 1）

（2）本件行政文書が条例第 7 条第 7 号に該当するか否か（争点 2）

（3）本件行政文書は条例第 8 条第 1 項の規定により部分開示が可能であるか否か（争点 3）

（4）本件行政文書が条例第 7 条第 1 号に該当するか否か（争点 4）

（5）本件行政文書が条例第 7 条第 3 号に該当するか否か（争点 5）

3 条例第 7 条第 6 号該当性の判断（争点 1）

（1）条例第 7 条第 6 号の構造

条例第 7 条第 6 号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務

又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。具体的には、本号アで、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のある情報は、不開示とされている。

これは、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示とすることを定めたものである。

(2) 本号該当性の判断

ア 本件行政文書の作成過程

家屋課税台帳

登記所は、建物の表示に関する登記をしたときは、10日以内に家屋の所在地の市町村長に通知し(地方税法第382条第1項)通知を受けた市町村長は、遅滞なく、家屋課税台帳に記載しなければならないが(同条第3項)家屋課税台帳には、上記1(2)アで述べたとおり、建物の登記簿の表題部(主たる建物の表示)及び所有者の住所・氏名の登記事項と家屋の基準年度の価格又は比準価格が記載される。

しかし、家屋課税台帳には、上記登記事項と同一の情報のほかに、税務職員の実地調査、納税義務者に対する質問等で得られた「家屋内部の具体的な状況」、「固定資産税の課税標準である家屋の価格を明らかにするための耐用年数、経年減点や補正率」などの情報が記載されている。

家屋補充課税台帳

固定資産税は、固定資産の所有者に課せられるが(地方税法第343条第1項)その所有者とは、家屋についていえば、登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいい(地方税法第343条第2項)家屋の登記、未登記に関係なく、固定資産税が課税される。

家屋補充課税台帳には、未登記家屋について家屋課税台帳と同様、家屋の「所在、家屋番号、種類、構造、床面積、階層、建築年月日」の情報が記載されるが、これらの情報は、家屋が登記されていないため、固定資産税の質問検査権(地方税法第353条第1項)に基づき、税務職員が実地調査を行い、納税義務者等に質問し、設計図書等の帳簿書類を検査し、作成したものである。

家屋補充課税台帳に登録される情報は、登記簿の登記事項ではなく、納税義務者との信頼関係に基づく独自の調査により取得した情報である。

縦覧帳簿

縦覧帳簿は、家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録された家屋についての所在、家屋番号、種類等の本件請求に係る情報及び当該年度の固定資産税にかかる価格が記載された帳簿である。

イ 閲覧・縦覧制度と不動産登記制度

本件行政文書は、いずれも税務職員の実地調査、質問等により得られる情報を含んでいるが、これら情報には、納税者の個人情報又は法人情報が含まれている可能性があり、情報の開示には特に慎重な配慮が求められる。

それ故、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳では、その閲覧は、納税義務者その他の政令で定める者に限定されており（地方税法第 382 条の 2）、それ以外の第三者には閲覧が認められていない。

また、縦覧帳簿でも、その縦覧は、固定資産税の納税者に限られ、それ以外の第三者の縦覧は認められず、期間及び場所も限定されている（地方税法第 416 条）。

他方、不動産登記制度は、国民の権利の保全を図り、もって不動産の取引の安全と円滑に資することを目的にしているため（不動産登記法第 1 条）、何人も登記所において登記簿を閲覧し、写しの交付を求めることができる。

これら閲覧・縦覧制度と不動産登記制度の趣旨を考慮すれば、必要な家屋の情報の入手は、基本的に不動産登記制度による対応が予定されており、本件行政文書中の情報は、閲覧・縦覧制度により、税務窓口限定して、その入手を認めるのが地方税法の趣旨であると解される。

なお、閲覧・縦覧制度は、対象者及び期間が制限されていることから、情報公開制度と異なり、何人にも閲覧・縦覧を許すものではない。

ウ 租税の賦課に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ

家屋が登記された後、その家屋に増改築等が行われた場合、登記簿に記載の床面積、階層、価格等の登記事項は、修正されることになるが、修正の登記がなされないことも少なくなく、また、家屋と同一の敷地内に課税対象となる倉庫や車庫等が新設された場合でも登記されないことも多く、その場合は公平な課税が阻害されることになる。

そこで、北九州市は、課税客体を正確に把握し、公正な固定資産の評価をするために、納税者とともにする実地調査（地方税法第 403 条第 2 項）を昭和 60 年から全家屋に対して 5 年ごとに行っており、これまでに 1 家屋につき 4 回の実地調査が行われた。

実地調査によって家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に記載されている内容と異なる事実が発見された場合には、家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳

が実態に応じて修正又は登録され、また、縦覧帳簿の固定資産税に係る価格も修正される。

この実地調査は、徴税吏員等の質問検査権に基づき、納税義務者等に対し直接、質問し、設計書等の帳簿書類を検査するものであるが(地方税法第 353 条第 1 項) 納税義務者等は徴税吏員等を信頼し、課税客体の真実の情報を提供するものであるから、この調査は、納税義務者等と徴税吏員等との信頼関係に基づいて行われるものである。

仮に、実地調査で得られた情報が、情報公開制度を通じて何人にも公開されることになると、納税義務者の信頼を失い、実地調査への協力を得ることができなくなるおそれがある。

例えば、前年度と今年度の縦覧帳簿を比較すると、この 1 年間でどの家屋が新築・増改築されたかを容易に確認することができる。これら新築・増改築家屋の情報を住宅地図等と照合すると、所有者の氏名も特定可能であるから、誰の家屋が、どのような構造、床面積の建物として新築され、又は増改築によりどの程度階層・床面積の増減があったなどの情報を比較的容易に把握できることになる。家屋の新築・増改築は、通常、新たな家財道具・家電製品等の購入を伴い、多額の借入・支出を要するものであるから、これら情報が商業的に利用される可能性もある。このような事態は、実地調査、質問検査時において納税者等が想定した使用目的を明らかに超えている。

納税者等は、実地調査、質問検査等に協力して提供する情報が、課税目的のためにのみ使用されるものと考えて、これを提供しているのであり、情報公開制度により誰にでもいつでも開示されるものとは想定していない。納税者等から慎重に取り扱われるものと信頼して提供された税情報が、当の市から第三者へ一般的に開示されることになると、税情報管理のあり方に対する納税義務者等の不信を招き、納税義務者等の税務行政に対する協力が得られなくなり、市民の信頼に基づく税務行政に支障を生じるおそれがある。

とりわけ、本件請求は、開示請求の範囲が「北九州市内の全情報」と広範かつ網羅的であり、このような一括的な情報開示がなされると、閲覧・縦覧に限定して情報開示を認めている地方税法の制度趣旨は無視されることになり、納税義務者等の信頼喪失のおそれは極めて大きいといわざるを得ない。

また、条例第 7 条第 6 号の支障の評価については、開示による支障だけではなく、開示による利益をも比較衡量すべきと言われるが、本件では、開示されたのと同様の利益は、不動産登記制度の利用により相当程度得られるのであるから、開示による支障を無視してまで敢えて開示に踏み切らなければ失われてしまう利益も、特段認められない。

加えて、本件行政文書中に、不動産登記と同一の情報があつたとしても、それは実施機関の実地調査等を経た上で結果として不動産登記と同一の情報であつたにすぎず、いわば「実施機関の実地調査等を経た」という価値が付加された情報であるから、やはり納税義務者の信頼を損なう側面がある。

また、本件請求の如く、網羅的かつ一括的な情報開示請求に対し、不動産登記と同一情報のみを開示した場合、不開示部分と開示部分との対比により、不動産登記と異なる建物が容易に推測、特定されることになり、この面でも問題があるというべきである。

エ 結論

以上のとおり、本件請求のように、広範囲で網羅的かつ一括的に本件行政文書を開示することは、閲覧・縦覧制度に限定して情報開示を認める地方税法の趣旨を無視することになり、上記趣旨を前提に実地調査に協力し、情報を提供する納税義務者の信用を失い、租税の賦課又は徴収に係る税務事務につき、今後の実地調査等において正確な事実の把握を困難にするおそれが認められるので、条例第7条第6号に該当し、不開示は妥当である。

4 条例第7条第7号該当性についての判断（争点2）

（1）条例第7条第7号の構造

条例第7条第7号は、「法令の定めるところにより又は実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができない情報」を不開示情報と規定している。

本号は、法令の規定により公にすることが禁止されている情報は、この条例による開示請求に対しても不開示とすることを定めるとともに、実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関から公にしてはならない旨の指示がなされた情報についても不開示とすることを定めたものである。

本号に規定する「情報」には、法令が明文の規定で公にすることを禁止している情報、他の目的による利用を禁止している情報又は具体的に守秘義務を課している情報に限らず、法令の趣旨や目的から開示することが禁止されていると認められる情報が該当する。

（2）本号該当性の判断

ア 地方税法の趣旨・目的

前記3、（2）イのとおり、閲覧・縦覧制度と不動産登記制度のそれぞれの法律の趣旨を考慮すれば、必要な家屋の情報の入手は、基本的に不動産登記制度による対応が予定されており、本件行政文書中の情報は、閲覧・縦覧制度により、税務窓口に限定して、その入手を認めるのが地方税法の趣旨であると解される。

イ 本件請求の特異性

もっとも、地方税法の趣旨が上記アのとおりであるとしても、地方税法が、地方税法内の情報開示を超えて、情報公開制度の次元においても、閲覧・縦覧制度以外での情報開示を「禁止している」とまで言えるかについては様々な解釈が成り立ちうる。

しかし、本件請求は、前記のとおり開示請求の範囲が広範かつ網羅的であり、このような一括的な情報開示請求が許されるとすれば、閲覧・縦覧制度にかかわらず、情報公開請求により、いつでも、何人に対しても、価格などを除いた情報が一括して開示されることになり、上記アの地方税法の制度枠組は相当程度有名無実化してしまうことになる。

したがって、少なくとも本件請求については、地方税法の趣旨に抵触する疑義を払拭できない。

ウ 閲覧・縦覧制度や登記制度と秘密性

異議申立人は、縦覧帳簿は納税者に対し公開されているのであるから、もはや法令秘とは言えない旨を主張するが、閲覧・縦覧制度により申請できる者や期間が限定されている情報については、申請できない者に対しては、未だ秘密として保護する利益が残っていると解すべきで、その主張は採用できない。

また、本件行政文書には、不動産登記と同一の情報があり、これは公示されているのであるから法令秘には当たらないのではないかという疑問もありうる。

しかし、本件行政文書中に、不動産登記と同一の情報があったとしても、それは実施機関の实地調査等を経た上で結果として不動産登記と同一の文言・数字であったというにすぎず、本件行政文書中の情報は「実施機関の实地調査等を経た」という価値が付加されたものであるから、文言・数字が同一であるという形式だけで同一情報と評価することはできない。

エ 結論

以上より、本件請求の如く、広範囲で網羅的かつ一括的に開示請求される場合において、条例第7条第7号に該当するとして本件行政文書の全てを不開示とすることが不当とまでは解されない。

5 条例第8条第1項該当性の判断（争点3）

（1）条例第8条第1項の構造

条例第 8 条第 1 項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない」としている。

(2) 本項該当性の判断

これまで述べたとおり、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号及び第 7 号に該当し、全て不開示と判断するので、本件行政文書の不開示情報を除くと、罫線等の様式のみが残り、有意な情報とは認められないので、条例第 8 条第 1 項に照らして、部分開示になじまない行政文書である。

6 条例第 7 条第 1 号及び第 3 号該当性の判断

異議申立人は、本件請求の情報は、条例第 7 条第 1 号「個人情報」及び第 3 号「任意提供情報」に該当しないので、情報公開をすべきであると主張するが、当審査会は、本件行政文書が条例第 7 条第 6 号及び第 7 号に該当し、不開示が妥当であり、かつ、条例第 8 条第 1 項に規定する部分開示にもなじまないもので、条例第 7 条第 1 号及び第 3 号の該当性については判断しないものとする。

7 意見

最後に、本件請求について付言する。

本市の情報公開制度は、第 1 条において「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市制の推進に資すること」を目的とし、第 4 条で「行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求を行う」と利用者の責務を定めている。

条例は、開示請求の理由、開示情報の使用目的等を問うものではないが、上記目的を逸脱し、実施機関の正常な業務の運営に著しい支障が生じる場合は「適正な請求」とはいいい難い。

本件請求は北九州市内の全家屋の情報を請求するものであるが、北九州市内全域に所在する固定資産税の課税対象家屋は約 51 万件に及ぶのであり、このような膨大な開示請求を個別に処理するには、実施機関において極めて多くの労力と時間が必要になり、正常な業務の運営に著しい支障が生じる懸念がある。

また、登記された家屋については、登記簿の閲覧又は登記簿謄本等の交付によって、異議申立人の目的を相当程度達成することができるのである。

条例第 17 条第 1 項は、「実施機関は、他の法令の規定により、何人にも開示請

求にかかる行政文書が前条第 1 項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示は行わない。」と規定しているが、本件行政文書中の情報について、登記簿という公示制度がある場合は、これを利用するのが同条の趣旨に適うものである。

以上の事情を勘案すれば、不動産登記制度を利用せず、敢えて情報公開制度により膨大な情報の広範・網羅的かつ一括的な開示を求める本件請求は、条例第 1 条、第 4 条及び第 17 条に規定する各趣旨からは疑義があると言わざるを得ない。

8 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

以上